委員の石橋氏瑞浪で懇談会 講演会で見解

て「県内が高レベル放射性廃棄物の処分場になることはない」とする確約書を提出したことについて、高レ 吉で開かれた講演会で、確約書について「法的効力がない政策文書」という見解を示した。 、ル放射性廃棄物処分懇談会専門委員を務める弁護士石橋忠雄氏=青森市=は二十七日夜、瑞浪市明世町月 動力炉・核燃料開発事業団(動燃)が東濃地方で行っている地層科学研究に絡み、科学技術庁が県に対し

問機関である原子力委員会 | とめた。石橋氏は、日本弁 同懇談会は、科技庁の諮 | ついて」 という報告書をま | る。 処分事業の進め方など | 保全委員会副委員長などを |護士連合会公害対策・環境 |経て、 平成八年から同懇談 性廃棄物の地層処分のため の基盤研究となる地層科学 研究のうち、超深地層研究 動燃が行う高レベル放射|がこの日、石橋氏を招いて 講演会を開いた。 策の問題点などについて話 している月吉区対策委員会 石橋氏は日本の原子力政

の専門部会で平成七年に発

について議論を重ね、こと 五月に「基本的考え方に

一会の専門委員を務めてい

所の計画地で、建設に反対

した後、住民から確約書に

「科技庁の確約書は単なる政策 文書」と発言した石橋忠雄氏瑞浪市明世町の月吉公民館で

一では、動燃が同地区で行っ | 策文書に過ぎない。将来変 りうる」と発言した。 が、そのときに判断した政 更していく可能性は十分あ 出されているが、法律を執 ついての見解を求められ、| ている研究が「処分場建設 行する機関である科技庁 一同様の文書は青森県にも 瑞浪市や隣接する土岐市 のためでは」という住民の 一不安が広がり、 | 思がない状況においては、 事に「地元が受け入れる意 |が中断している。 科学技術 ない」とする確約書を提出 庁は今月中旬、梶原拓県知 県内が処分場になることは していた。 一部の調査